

宮城県内の下水汚泥及び下水汚泥焼却灰の放射能測定結果について

宮城県が管理する流域下水道で発生した下水汚泥及び下水汚泥焼却灰について、放射能測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 測定時期

下水汚泥 令和8年9月（年2回）
下水汚泥焼却灰 令和8年4月、5月、6月、7月、8月（各月1回）
（令和8年9月は焼却炉の定期点検により測定なし。）

2 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器

3 測定結果

(1) 下水汚泥

原子炉等規制法に基づき、廃棄物等を安全に再利用できる基準として国が定めた100Bq/kgを下回っています。

詳細は、下表のとおりです。

（単位：Bq/kg）

浄化センター名	所在地	採取年月日	放射性物質		
			セシウム134	セシウム137	セシウム合計
仙塩浄化センター	多賀城市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
県南浄化センター	岩沼市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
鹿島台浄化センター	大崎市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
大和浄化センター	大和町	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
石巻浄化センター	石巻市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
石巻東部浄化センター	石巻市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出
石越浄化センター	登米市	令和8年9月1日	不検出	不検出	不検出

※「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値未満であることを指します。

※「検出下限値」とは、測定機器で検出できる放射性物質濃度に最小の値を指し、測定毎に異なります。
今回は、6.3～10 Bq/kgでした。

(2) 下水汚泥焼却灰

原子炉等規制法に基づき、廃棄物等を安全に再利用できる基準として国が定めた100Bq/kgを下回っています。

詳細は下表のとおりです。

(単位：Bq/kg)

浄化センター名	所在地	採取年月日	放射性物質		
			セシウム 134	セシウム 137	セシウム合計
仙塩浄化センター	多賀城市	令和 8 年 4 月 1 日	不検出	17	17
		令和 8 年 5 月 1 日	不検出	16	16
		令和 8 年 6 月 1 日	不検出	17	17
		令和 8 年 7 月 1 日	不検出	26	26
		令和 8 年 8 月 3 日	不検出	28	28

※「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値未満であることを指します。

※「検出下限値」とは、測定機器で検出できる放射性物質濃度に最小の値を指し、測定毎に異なります。

今回は、10Bq/kg でした。

※セシウムの合計値は、有効数字 2 桁で表記しています。

<参考> 基準値

農林水産省通知による汚泥肥料の原料として使用する場合の原料汚泥に含まれる放射性物質の基準	200 Bq/kg
原子炉等規制法に基づく廃棄物等を安全に利用できる基準	100 Bq/kg